

日本年金機構の役員報酬等について

平成21年12月21日

日本年金機構設立準備事務局

日本年金機構の常勤役員報酬（案）

※平成21年人事院勧告後のベースから8～16%減したものの

	理事長	副理事長	理事	監事
本俸月額 ＜基本＞	956千円 (指定職7相当)×0.84	809千円 (指定職4相当)×0.88	773千円 (指定職3相当)×0.92	668千円 (指定職1相当)×0.92
年 収 (期末手当及び勤勉手当込み) (東京勤務の場合)	約18,473千円	約15,628千円	約14,934千円	約12,907千円
本俸月額 A ＜理事長が特に認める場合＞ (CIOなどを想定)	—	872千円 (指定職5相当)×0.88	845千円 (指定職4相当)×0.92	—
年 収 (期末手当及び勤勉手当込み) (東京勤務の場合)	—	約16,853千円	約16,339千円	—
本俸月額 B ＜理事長が経験を勘案して定める場合＞	—	—	719千円 (指定職2相当)×0.92	—
年 収 (期末手当及び勤勉手当込み) (東京勤務の場合)	—	—	約13,903千円	—

(注1) 社会保険庁から機構に採用される職員の給与月額は従前の俸給月額から3%を減じた額とすること及び年金記録問題の現下の状況を踏まえ、年金記録問題に一定の目途がつくまでの間、役員報酬について、想定していた額から一定の減額を行うこととする。その際、理事長及び副理事長については他の役員より減額幅を大きくするものとする。

(注2) 手当は、地域調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(注3) 実際の年収は、業績勘案率を用いて勤勉手当の額を算定することから、変動する。

(算定式)

勤勉手当 ; { 俸給 + 地域手当 + 俸給 × 25/100 + (俸給 + 地域手当) × 20/100 } × 支給割合 (年間1.6ヵ月) × 在職期間別割合 × 業績勘案率

管理職加算額相当 役職段階別加算額相当

日本年金機構法(平成19年法律第109号)

第21条 役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第34条第2項第4号の人件費の見積もりその他の事情を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。

5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日 閣議決定)

Ⅲ 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断事項

1. 独立行政法人の合理化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

(ア～ウ 略)

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

(参考) 指定職俸給表(平成21年人事院勧告後)

号俸	俸給月額	備 考
1	726,000	
2	782,000	
3	840,000	外局の次長
4	919,000	内部部局の長
5	991,000	試験所、研究所、病院等の長
6	1,063,000	外局の長官、厚生労働審議官等
7	1,138,000	警視總監
8	1,207,000	事務次官等